

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局道路河川部河川課 （06-6615-6833）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	行為の許可及び許可の変更
概要	河川区域内の土地の利用又は工作物の新築等を行う場合は河川管理者の許可を受けなければならないと しています。河川敷地を使用する場合や、河川敷地に工事用仮設物などを設置する場合には、河川占用 許可申請書を河川管理者へ提出しなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市普通河川管理条例第5条、第6条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 河川管理施設等構造令（平成25年7月5日政令第214号） （建設局道路河川部河川課窓口にて設置） 砂利等採取許可準則（昭和41年6月1日建設事務次官通達） （建設局道路河川部河川課窓口にて設置） 工作物設置許可基準 （建設局道路河川部河川課窓口にて設置） 河川敷地の占用許可について（平成11年8月5日建設事務次官通達） （建設局道路河川部河川課窓口にて設置）
審査基準	（土地の占用について） 「河川敷地の占用許可について」（平成11年8月5日建設事務次官通達）を準用し、審査したうえで許可 する。 （工作物の占用について） 以下の基準に該当すること。 ・治水上又は利水上の支障を生じる恐れがないこと。 この場合において、治水上又は利水上の支障の有無を検討するに当たっては、以下に掲げる事項につい て、それぞれ次ぎに定める基準により、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧そ 他の予想される荷重などから総合的に検討すること。 イ．工作物の一般的な技術基準について、「河川管理施設等構造令」（平成25年7月5日政令第214号） ロ．設置について、「工作物設置許可基準」 ・社会経済上必要やむを得ないと認められるものであること。 ・当該河川の利用の実態からみて、当該工作物の設置により他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害 しないこと。 ・当該工作物の新築等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事 業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。 （流水の占用について） 以下の基準に該当すること。 ・水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共の福祉の増進に 資するものであること。 ・申請者の事業計画が妥当であるとともに、当該土石等の採取を行うことについての関係法令の許可、 申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。 （土石、砂利その他の河川生産物の採取） 以下の基準に該当すること。 ・河川管理施設若しくは許可工作物損傷し、又は河川の流水に著しい汚濁を生じさせるなど、河川管理 上著しい支障が生じるものではないこと。 ・申請者の事業計画が妥当であるとともに、当該土石等の採取を行うことについての関係法令の許可、 申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。 ・砂利等の採取については、「砂利等採取許可準則」（昭和41年6月1日建設事務次官通達）によるこ と。
標準処理期間	30日～40日（ただし、港湾管理者への協議を要する場合は、これに要する期間を加える。）
経由日数	なし
提出先	建設局道路河川部河川課
提出時期	随時
提出方法	河川占用許可申請書および関係書類を建設局道路河川部河川課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	建設局道路河川部河川課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000002580.html
備 考	